

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人かがやき神戸の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、顧問をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 法人職員については、これに該当しない。

(役員の報酬)

第4条 役員が理事会、評議員会の出席以外で法人及び施設運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 法人職員については、これに該当しない。

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

6 法人職員については、これに該当しない。

(施設職員を兼務する役員の役員報酬)

第6条 法人職員を兼務する役員は別表4により支払うことができる。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 17 年 12 月 10 日より適用する

この規程は、平成 25 年 1 月 26 日改正

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日改正

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日改正

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	<u>5,000 円</u>
評議員会出席報酬	<u>5,000 円</u>

※法人職員を兼務する役員は支給しない

別表 2

名称	報酬
理事及び監事業務報酬	<u>5,000 円</u>
評議員業務報酬	<u>5,000 円</u>

※法人職員を兼務する役員は支給しない。

別表 3

旅費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実費	<u>実費(上限 15,000 円)</u>	<u>理事及び監事 5,000 円</u> <u>評議員 5,000 円</u>	実費

別表 4

名称	報酬 1 ヶ月
職員と兼務する理事長	<u>本俸×40%</u>
職員と兼務する業務執行理事	<u>本俸×35%</u>

※給与規定による管理職手当は重複して支給しない